

**岡山市コロナ対応事業者応援金  
(商工業者向け)**

**Q & A  
(第3版)**

**令和3年6月22日**

## 1 支給対象者について

Q1-1	個人事業主の場合、申請者住所は何を記載すればよいか。
A	個人事業主の場合は、代表者の居住地住所を記載してください。

Q1-2	中小企業者と小規模事業者の違いは。（何を基に支給額が決まるのか。）
A	コロナ対応事業者応援金における中小企業者の分類は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項、小規模事業者の分類は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条第1項の規定を参考に定義しており、業種、資本の額等及び常時使用する従業員の数に基づいて分類されます。 詳しくは、コロナ対応事業者応援金パンフレット裏面の業種分類表をご確認ください。

Q1-3	中小企業者の定義は。また、小規模事業者の定義は。
A	コロナ対応事業者応援金における中小企業者の分類は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項、小規模事業者の分類は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条第1項の規定を参考に定義しております。 コロナ対応事業者応援金パンフレット裏面の業種分類表に記載する小規模事業者の表の要件に該当する場合は、小規模事業者となります。それを超えて、中小企業者の表に該当する場合は、中小企業者となります。 なお、個人事業主についても同様の要件で分類します。

Q1-4	コロナ対応事業者応援金パンフレット裏面の業種分類表に記載してある中小企業者の要件は、資本の額等と常時使用する従業員の数の両方を満たす必要があるのか。
A	中小企業者の要件として業務分類ごとに記載している資本金の額等及び常時使用する従業員の数については、どちらかに該当する場合は中小企業者となります。 なお、個人事業主についても同様の要件で分類します。

Q1-5	主たる事業所とは。
A	法人の場合は、登記上の「本店」又は法人が「本社」として位置付けている店舗。個人事業主の場合、本社と位置付けている事業所（店舗等）になります。

Q1-6	個人事業主の場合、代表者の住民登録は岡山市であることが必要か。
A	個人事業主の場合は、代表者の住民登録が岡山市外であっても、主たる事業所（店舗等）が市内に在れば支給対象となります。

Q1-7	個人事業主で岡山市と他都市に飲食店を営んでおり、両店舗の規模や売上に差がない場合、どちらの店舗を主たる事業所とすればよいか。
A	個人事業主の場合は、本社と位置付けている事業所（店舗等）が主たる事業所になります。したがって、当該事業所の所在地が岡山市内であれば本応援金の申請をすることができます。

Q1-8	複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできるのか。
A	申請は、法人又は個人事業主単位で認められるため、事業所や部門などが個々に申請することはできません。

Q1-9	常時使用する従業員の定義は。
A	<p>以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。</p> <p>(a) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）</p> <p>(b) 個人事業主本人および同居の親族従業員</p> <p>(c) (申請時点で) 育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員 * 法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者</p> <p>(d) 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等</p> <p>(d-1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者 (ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。)</p> <p>(d-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※1）」の所定労働時間に比べて短い者</p> <p>※1 「通常の従業員」について 本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。</p> <p>例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者となります。</p> <p>「(d-2) パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。</p>

Q1-10	複数の事業（業種）を営んでいる場合は、どうやって業種を分類するのか。
A	1つの事業所において複数の事業を営んでいる場合は、主たる事業が該当する業種を選択してください。なお、主たる事業とは、売上高や利益の最も大きい事業を言います。

Q1-11	モノ（機械部品・食品等）を製造して販売している場合、どの業種になるのか。
A	以下の例を参考に業種を判断する。 例①：事業者に製造したモノを卸している場合 ⇒ 製造業 例②：店舗を介さず、通信販売等により直接消費者に販売している場合 ⇒ 製造業 例③：製造場所と同じ場所にある販売施設で消費者に販売している場合 ⇒ 小売業

Q1-12	モノ（機械部品・食品等）を加工して販売している場合、どの業種になるのか。
A	販売業務に付随して行う簡単な加工（簡易包装、洗浄、選別等）は卸売業または小売業に分類されます。 ただし、以下の加工の場合は、製造業に分類されます。 例①：ハムを薄く切ってスライスハムにして卸す場合 例②：魚をさしみや切り身にして卸す場合

Q1-13	いわゆる「みなし大企業」は対象となるか？
A	対象になりません。なお、みなし大企業の要件は以下のとおりです。 ①発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業・小規模事業者等 ②発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業・小規模事業者等 ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

Q1-14	令和2年度に実施された岡山市事業継続支援金では「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業（パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター等）」を行う事業者は支給対象ではなかったが、コロナ対応事業者支援金では支給対象となるのか。
A	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業（パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター等）」を行う事業者は、国の「一時支援金」及び「岡山県飲食店等一時支援金」にならない支給対象としています。

Q1-15	当該支援金は、いわゆるフリーランスも対象になるのか。
A	いわゆるフリーランスとして活動されている方についても、主たる事業所（店舗等）が市内に在り、税務署に開業届を提出している個人事業主として事業を行っていただければ支給対象となります。

Q1-16	支店が複数ある場合で、一部の支店が要件を充たした場合は対象になるのか。
A	本応援金の対象は法人又は個人事業主の全体売上で比較します。

Q1-17	パンフレット裏面「支給対象とならない者」に任意団体 等とあるが、任意団体は全て対象外となるのか。
A	法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っており、税務申告を行っている任意団体については対象となり得ます。この場合、売上減少率は対象月と基準月における収益事業で得た収入額を比較して算出します。

(第2版追加分)

Q1-18	Q1-17で対象となり得る任意団体の場合、中小企業者か小規模事業者かは何をもって判断すればよいのか。
A	収益事業の内容とその業に携わる従業員数から、パンフレット裏面の業種分類表に基づき判断します。

(第2版追加分)

Q1-19	パンフレット表面の支給対象者に「事業収入又は不動産収入が総収入の過半を占めていること（副業でないこと）」とあるが、総収入とは何を指しているのか。
A	総収入とは、確定申告書の「収入金額等」に記載された総合譲渡と一時を除く、全ての収入種別を足し合わせたものをいいます。

(第3版追加分)

## 2 売上減少率について

Q2-1	対象月とは何か。
A	令和3年の1月から3月までのいずれかの月のうち、平成31年又は令和2年の同月と比べて新型コロナウイルスの影響により売上が30%以上減少したとして申請者が選択した月のことをいいます。

Q2-2	基準年・基準月とは何か。
A	平成31年又は令和2年1月から3月までのいずれかの年月のうち、対象月と同月の比較において、売上が新型コロナウイルスの影響により30%以上減少するとして申請者が選択した年のことを基準年、月のことを基準月といいます。

Q2-3	売上の減少率を計算する場合に、事業収入額として取り扱うものは、事業収入と不動産収入のみでよいのか？
A	給与収入や雑収入であっても、その実態をみて、雇用関係によらない業務委託契約に基づくものなど、事業性のある収入を得ていると判断できれば、事業収入額として売上の減少率を計算します。

Q2-4	対象月と基準月それぞれの売上の中に、事業収入（又は不動産収入）とそれ以外の収入が存在する場合、どの収入の比較により売上が減少していることを確認するのか。
A	原則として、主たる収入が事業収入であることを支給要件としているため、対象月と基準月の事業収入額（又は不動産収入額）を比較して減少率を算出します。 ただし、事業収入又は不動産収入のほかに事業性のある収入を得ていると判断される収入がある場合は、両方を足し合わせたものを事業収入額として計上します。

Q2-5	事業収入と不動産収入の両方を得ている場合の事業収入額はどうなるのか？
A	事業収入と不動産収入の両方を得ている場合には、足し合わせたものを事業収入額として計算します。

Q2-6	給与所得者（被雇用者）が事業収入を得ている場合、支給対象となるか。
A	事業収入が総収入の過半を占めていることが条件となります。  （例1）事業収入300万円、給与収入200万円の場合 上記の場合、総収入は500万円、事業収入が300万円であることから、事業収入が総収入の過半を占めているため、対象となる。  （例2）事業収入150万円、不動産収入50万円、給与収入300万円の場合 上記の場合、総収入は500万円、事業収入と不動産収入の合計額が200万円であることから、事業収入は総収入の過半を占めていないため、対象外となる。

Q2-7	売上減少率の計算時において、基準年の事業収入額に国の持続化給付金や家賃支援給付金が含まれている場合の取り扱いはどうなるのか。
A	基準年の事業収入額から国の持続化給付金や家賃支援給付金、市の事業継続支援金など市、国、県の給付金・補助金等を除いた金額を事業収入として、売上減少率を計算してください。

Q2-8	<p>創業（個人事業主から法人へ移行した場合も含む）間もないため、前年又は前々年の売上高と比較できない場合、申請可能か。</p>
A	<p>令和2年12月末までに開業した事業者については、申請することが可能です。</p> <p>平成31年1月から令和2年12月末までに開業した事業者については、開業の時期に応じて、対象月の売上高が、以下のいずれかの売上高と比較して30%以上減少している必要があります。</p> <p>※開業日の属する月は、操業日数にかかわらず1月とみなします。  ※基準年の月平均売上高を対象月の売上高と比較することを「新規開業特例」といいます。</p> <p>【平成31年1月から3月までに開業した事業者】</p> <p>①平成31年1月から3月又は令和2年の1月から3月のうち、対象月と同月の売上高  ②平成31年1月から令和元年12月の月平均売上高（新規開業特例）</p> <p>【平成31年4月から令和元年12月までに開業した事業者】</p> <p>①令和2年1月から3月における対象月と同月の売上高  ②平成31年4月から令和元年12月の月平均売上高（新規開業特例）</p> <p>【令和2年1月から3月までに開業した事業者】</p> <p>①令和2年1月から3月における対象月と同月の売上高  ②令和2年1月から12月の月平均売上高（新規開業特例）</p> <p>【令和2年4月から12月までに開業した事業者】</p> <p>令和2年4月から12月の月平均売上高（新規開業特例）</p> <p>※新規開業特例を用いる場合は、開業日を確認する必要があるため、開業届の控えを提出してください。</p> <p>なお、令和2年1月から12月末日までに開業した事業者で、「新規開業特例」を用いても支給要件を充足しない場合には、以下のいずれかの方法で基準月の売上高を算出することが出来ます。</p> <p>①対象月の売上高が、その月を含む過去3か月の平均売上高と比較して30%以上減少していること。  例えば3月を対象月とする場合、3月の売上高とその月を含む過去3か月（1月、2月、3月）の平均売上高を比較することになる。</p> <p>②対象月と令和2年12月の売上高を比較して30%以上減少していること。  ③対象月と令和2年10月から12月の平均売上高を比較して30%以上減少していることを確認する。</p>

(第2版追加分)

Q2-9	<p>新型コロナウイルスの影響ではなく売上げが減少した場合は対象となるか。</p>
A	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上げが減少していることを要件としているため、新型コロナウイルスの影響が全くない場合は対象となりません。</p> <p>また、事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として支給申請する場合は給付対象外となります。</p> <p>※誓約・同意書の3～5を参照のこと。</p>

### 3 確定申告書について

Q3-1	確定申告を行っていない等の理由により確定申告書の写しが添付できない場合、前年同月又は前々年同月の売上を売上台帳（もしくは試算表）で代替することができるか。
A	確定申告書の写しの添付は必須です。確定申告をしていないことを理由に前年又は前々年の売上の確認を他の書類で代替することは認められません。

Q3-2	確定申告書に收受印の無い場合や、e-Taxによる申告で受信通知の無い場合は、どうしたらいいのか。
A	提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することが必要です。（国の一時支援金の申請要領（P.16）を参照） なお、「納税証明書（その2所得金額用）」は税務署で交付を受けることができます。

Q3-3	確定申告書に税理士等、税務署以外の者による受付印等が押印されている場合、税務署の收受印の代替となるか。
A	税務署の收受印以外は認められません。

（第2版追加分）

Q3-4	白色申告の場合は確定申告書や収支内訳書で月別の売上が確認できないが、基準月の売上はどのようにして計算するのか。
A	白色申告の場合は、基準年の月平均売上高（基準年の年間売上高を12で割ったもの）を記載してください。なお、基準年中に開業している場合、基準年の月平均売上高については、Q2-8の「新規開業特例」の算出方法を参照してください。

（第2版追加分）

Q3-5	個人事業主（青色申告）で、所得税青色申告決算書の提出がない又は月別売上（収入）金額の記載がない場合や、法人で、法人事業概況説明書の提出がない又は月別売上（収入）金額の記載がない場合は、基準月の売上はどのようにして計算するのか。
A	白色申告を行っている方等と同様に、平成31（令和元）年又は令和2年の月平均売上高と対象月の売上高を比較します。

Q3-6	法人で、事業年度の確定申告の申告期限前である場合や申告期限が延長されている場合など、自己都合以外の相当の事由により対象月の直近の事業年度の確定申告書類の写しが提出できない場合、前年・前々年同月の売上を確認する書類としてどのような書類を添付すればよいか。
A	税務署に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出されている場合に限り、前年同月の売上を確認する書類として売上台帳の写しを提出してください。



## 4 その他について

Q4-1	複数回受給することは可能か。
A	複数回の受給はできません。

Q4-2	コロナ対応事業者応援金は、課税の対象になるのか。
A	現時点において、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されます。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税されません。

Q4-3	コロナ対応事業者応援金は、国の一時支援金や岡山県の飲食店等一時支援金との併給は可能か。
A	併給は可能です。

Q4-4	他都市の支援金等とコロナ対応事業者応援金を併給することは可能か。
A	コロナ対応事業者応援金は、支給要件を充たせば、他の支援金等の受給に関わらず、受給可能です。他の支援金等が、岡山市の応援金と併給可能かについては、制度を運用する自治体等にご確認ください。

Q4-5	商工会・商工会議所の会員ではないが、給付対象となるか。
A	対象となり得ます。商工会・商工会議所の会員・非会員は問いません。